

令和7年度 沖縄地域における商品開発ハンズオン支援事業(知財経営支援促進事業)

商品開発ハンズオン支援対象事業者

公募要領

令和7年 6月 10 日

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室

【1. 本事業について】

(1) 目的

本事業では企業の商品開発、既存商品の改良について、課題抽出、解決策の検討、試作品の検討、商品のプロモーションまでのフェーズごとの支援及び当該フェーズごとに必要となる知的財産の保護や活用について、企業に対しハンズオンによる支援を実施し、企業における知的財産の重要性の理解及び知的財産を強みとして活かした経営を強化し、稼ぐ力の向上につなげることを目的とする。併せて、本事業での支援内容を沖縄県内の支援機関、自治体に対して広く公開することで、支援スキルを学ぶ機会を提供し、知的財産経営の支援ネットワークの強化を図ることを目的とする。

(2) 対象

●新規商品もしくは既存商品の高付加価値化やブランド化を目指す事業者もしくは団体
※自治体、支援機関は、本事業を通じて支援したい事業者を推薦できることとし、その際は当該事業者の同意を得た上で推薦することにすること。

(3) 支援内容・実施形態等

- 支援対象の事業者等に対して、事務局や専門家によるヒアリングを行い、商品開発もしくは商品力強化に向けた目的、課題(知的財産に関するものを含む)、及び今後のあり方等のブランディングの方向性について意見聴取する。
- ヒアリング結果を受け、今年度のハンズオン支援計画を策定する。
- 専門家によるハンズオン支援は、対面またはオンラインにて 10 回程度実施する。また、各回に知的財産室が参加する。なお、ハンズオン支援は、那覇市及びオンラインまたは支援対象者や支援対象者を推薦した支援機関の事務所での実施を予定している。

- 他の事業者・自治体・支援機関も支援内容を学べるよう、専門家によるハンズオン支援の全てを公開形式でのセミナーにて、他者も聴講できるよう実施する。

(4) 支援者(専門家)

- 新商品開発、既存の商品の改良に係る企画、ブランディング、マーケティング、プロモーション戦略、販売促進、販路拡大、品質管理、知的財産等に精通した専門家を3~4名程度選定する。

(5) 支援期間

- ・2025年7月～2025年12月までを予定

(6) 費用

- ・支援を受けるにあたって、費用の支払いは無い(無料)

※ただしハンズオン支援または研修会の会場(那覇市内を予定)までの交通費は、支援対象者の自己負担とする。

(7) 事例集

- 本事業で支援対象となった場合、支援内容をとりまとめ事例集として発信することがある。
- 内容の確認や一般公表へのご了承をお願いする場合がある。

【2. 募集について】

(1) 募集概要

対象	新規商品もしくは既存商品の高付加価値化やブランド化を目指す事業者もしくは団体 ※自治体、支援機関は、本事業を通じて支援したい事業者を推薦できることとし、その際は当該事業者の同意を得た上で推薦すること。
募集期間	令和7年6月18日(水)～令和7年7月15日(火)
採択方式	沖縄総合事務局での審議を経て、採択事業者を決定
採択予定期数	1事業者程度を予定 ※先着順ではありません

(2)応募要件

- 新規商品もしくは既存商品の高付加価値化やブランド化を目指す事業者もしくは団体であること。
- 支援を受けるにあたり、主体的に関わること。
- 本事業終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
- 申込書に記載された内容等について、事務局からの問い合わせに対応できること。
- 事業期間内に実施する支援を全て受けること。
- 事例集の作成に対する協力及び事例集の公表に了承できること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。

* 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

* 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

* 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

* 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3)応募方法等

- 応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容に同意したうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールにて提出すること。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせをさせていただく場合があります。

①提出期限

令和7年6月18日(水)～令和7年7月15日(火)

②提出書類

応募用紙

③提出方法

件名に「沖縄地域における商品開発ハンズオン支援事業」と記載のうえ、電子メールにて提出すること。

提出先：沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室(担当:丸)

E-mail：bzl-oki-tokkyo@meti.go.jp

【3.結果通知について】

- 採択・不採択に関わらず結果を通知します。採択・不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- 採択されなかった場合についての応募書類につきましては、沖縄総合事務局と株式会社ノイズ・バリュー社にて書類を廃棄します。

【4.個人情報保護】

- お預かりした個人情報は、「令和7年度 沖縄地域における商品開発ハンズオン支援事業」及びこれに付随する業務を行ううえで必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は、沖縄総合事務局と株式会社ノイズ・バリュー社にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を適切に破棄します。

【5.お問合わせ先】

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室(担当:丸)

●TEL：098-987-5775

●E-mail：bzl-oki-tokkyo@meti.go.jp